

通勤手当の不正受給に係る職員の処分について

「豊島区職員の懲戒処分に関する指針」に基づき下記のとおり処分を行った。

1. 事案の概要

令和5年9月から10月にかけて実施した通勤手当認定経路調査において、定期券の写しやICカードの履歴を確認したところ、届け出た通勤経路と異なる状態にあった当該職員に対し、サービス面接を行うなどしてその経緯等を確認した結果、通勤手当を不正に受給していたことが発覚したものの。

◆不正受給額の総額：989万8,857円 ＊全額返還予定
(不正受給者84名、うち令和5年度末退職者4名)

2. 被処分者及び処分内容等

(1) 環境清掃部 副参事 (51歳)

処 分 内 容：減給10分の1 1月

不正受給期間：平成31年4月から令和5年9月まで

不正受給額：377,260円

(2) 教育委員会事務局教育部 統括指導主事 (52歳)

処 分 内 容：減給10分の1 1月

不正受給期間：令和2年4月から令和5年9月まで

不正受給額：212,680円

(3) 総務部 副参事 (60歳)

処 分 内 容：戒告

不正受給期間：令和5年4月から令和5年9月まで

不正受給額：80,260円

(4) 文化商工部 副参事 (50歳)

処 分 内 容：戒告

不正受給期間：令和5年4月から令和5年9月まで

不正受給額：75,720円

(5) 文化商工部 副参事 (57歳)

処 分 内 容：戒告

不正受給期間：令和5年4月から令和5年9月まで

不正受給額：92,360円

(6) 子ども家庭部 副参事 (61歳)

処 分 内 容：戒告

不正受給期間：令和5年5月から令和5年9月まで

不正受給額：118,240円

(7) 区民部 主事 (54 歳)

処 分 内 容 : 戒告

不正受給期間 : 平成 24 年 4 月から令和 5 年 9 月まで

不正受給額 : 589,508 円

(8) 福祉部 主事 (64 歳)

処 分 内 容 : 戒告

不正受給期間 : 平成 23 年 10 月から令和 5 年 9 月まで

不正受給額 : 910,962 円

(9) 子ども家庭部 主事 (54 歳)

処 分 内 容 : 戒告

不正受給期間 : 平成 23 年 10 月から令和 5 年 9 月まで

不正受給額 : 592,652 円

(10) 都市整備部 主事 (61 歳)

処 分 内 容 : 戒告

不正受給期間 : 令和 2 年 4 月から令和 5 年 9 月まで

不正受給額 : 302,030 円

(11) 都市整備部 主事 (57 歳)

処 分 内 容 : 戒告

不正受給期間 : 平成 27 年 6 月から令和 5 年 9 月まで

不正受給額 : 597,210 円

(12) 都市整備部 主事 (62 歳)

処 分 内 容 : 戒告

不正受給期間 : 平成 23 年 10 月から令和 5 年 9 月まで

不正受給額 : 632,050 円

3. 懲戒処分の発令年月日

令和 6 年 9 月 10 日

4. その他措置

上記 12 名のほか、通勤手当を不正に受給したと認められる 68 名に対し、担当部長から口頭厳重注意を行った。

また、本事案においては令和 3 年 12 月 10 日及び令和 4 年 1 月 13 日に「広聴メール」により通勤手当の不正受給を示唆する情報提供があったにもかかわらず、上司への報告を怠り、かつ、速やかに調査を実施しなかったことについて、総務部参事(当時)に対し、区長から口頭厳重注意を行った。

5. 再発防止について

通勤手当制度について改めて職員へ周知徹底するとともに、認定経路調査については隔年で実施していた調査方法を改め、所属長が毎年経路の確認を行うこととする。

6. 区長等の給料減額（予定）

区長	: 10 分の 2	1 月
副区長（第一順位）	: 10 分の 2	1 月
副区長（第二順位）	: 10 分の 1	1 月
教育長	: 10 分の 1	1 月